



ハグインレター



FROM ユアブレーン 尾上会計事務所



コラム

P1

来年から暦年贈与がなくなる？

これまで1年あたり110万円の非課税枠を使って毎年いくらかずつ贈与をしていくことが、相続税対策の代表的な方法の一つとして行われてきましたが、令和4年税制改正により、その暦年贈与が課税強化されたり、廃止される可能性があると言われています。

令和2年12月に発表された与党の「令和3年度税制改正大綱」に、「相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化の防止等に留意しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。」と書かれており、贈与税の税制改正の検討が進められているようです。

贈与税の税制改正は、次の2通りが考えられるとされています。

- ①暦年贈与税制を廃止し、贈与はすべて相続時精算課税とする。贈与時は税金がかからない、もしくは少なくし、相続時にすべての贈与を含めて課税する。
- ②暦年課税制度を見直し、相続前の贈与の加算期間を現状の3年前から5年前・10年前・15年前に変更する。これによって暦年贈与の利用の制限をし、資産移転の時期を中立的にしながら資産の再分配機能を強化する。

この改正が、令和4年度税制改正には出てくる可能性があります。改正は、さかのぼって課税強化することは考えにくいので、必要であれば、子供や孫に今からでも検討して、今年のうちに暦年贈与を利用して多めに贈与を行うことは有効かもしれません。

もちろん、暦年贈与が廃止された場合の相続税対策がまったくなくなるわけではありません。暦年贈与以外にも、たとえば下記のような特例で節税をすることができます。

- ・生命保険金や損害保険金の非課税枠を利用する
- ・相続時精算課税制度を利用して、将来値上がりが予想される財産を生前贈与しておく
- ・実子の配偶者や孫を養子にして法定相続人を増やし、相続税の非課税枠を増大させる
- ・生前にお墓や仏壇などを購入し、財産を非課税財産に変える
- ・直系尊属から教育資金や結婚・子育て資金の一括贈与の非課税を利用する

詳細につきましては、弊事務所の担当者にお尋ねください。



情報

令和 4 年 1 月から

P2

電子取引は電子データによる保存が必要となります

□電子取引とは？

請求書や領収証を電子メールで受領したり、Amazon などのインターネットサイトで会社の備品を購入することはありませんか？

このようなインターネット上のサイトでの取引や、電子メールにより領収証などを受領する取引は、電子取引に該当します。

電子帳簿保存法の改正により、令和 4 年 1 月 1 日から電子取引により受領した請求書や領収証などは、紙のみの保存が認められず、電子データとして保存しなければならなくなりました。

□どのような取引が電子取引に該当する？

- ・電子メールで請求書や領収証を受領している
 - ・Amazon やモノタロウなどのネットサイトで物品を購入している
 - ・公共料金の請求は紙が無く、インターネットで確認している
 - ・大手メーカーとの取引に専用のシステム（EDI システム）を利用している・・・など
- どれか 1 つでも該当するのではないのでしょうか。

令和 3 年 12 月までに、自社でどのような電子取引が存在しているか確認し、どのように電子取引のデータを保存するか決定する必要があります。

□電子取引の保存方法について

方法 1：専用のソフトウェアを利用する

法的要件を満たしたソフトウェアを利用します。

弊所では TKC の FX シリーズでお使いいただける、法的要件を満たした TKC 証憑ストレージサービス（TDS）をご案内しております。

方法 2：一定のルールを定め、任意のフォルダに保存する

訂正削除の防止に関する「事務処理規定」を設け、「日付」「金額」「取引先名」の検索機能を確保するルールのもと、任意のフォルダに保存する方法も認められています。

なお、任意のフォルダに保存する場合には、保存期間中にデータ消失しないようバックアップを取っておく必要があります。



※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 下記へ配信してください。

会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

TEL

FAX 079-288-0997

FAX



「聞く力 心をひらく35のヒント」

P3

テレビや雑誌で多くの対談をされてる阿川佐和子さんの書籍「聞く力 心をひらく 35 のヒント」では、インタビュー企画を通して身につけた「聞く力」を3章にわたり、35のヒントとして解説されています。大まかに言うと、相手に興味を持ち、謙虚な姿勢で聞く、相手に敬意を払うといったような当たり前のことが書かれています。しかし、このような当たり前のことが、なかなかできなかったりするのではないのでしょうか。

この本で挙げられている35のヒントの中からいくつか簡単に挙げていきますので、皆様のコミュニケーションのヒントになれば幸いです。

I. 聞き上手とは

面白そうに聞く

鋭い突っ込みや、相手をドキッとさせるような質問をするから深い話を聞けるのではない。

聞き上手というのは「この人に語りたい」と思うような人だ。

「あれ？」と思ったことを聞く

話を聞く前に相手のことを調査し過ぎると、既知の情報に引っ張られ素朴な疑問や驚きが消えてしまう。未知の部分を残しつつ、自分が気になったことを聞くのが大事。



II. 聞く醍醐味

話が脱線したときの戻し方

脱線した会話が面白くなることはあるが「聞かなければならないテーマ」がある場合、話を戻す必要がある。まずは「脱線した話」をとことん楽しみ、その中に本来聞くべきだったテーマに関連する言葉がないか探してみる。

素朴な質問を大切に

「こんなことも知らないのか」と思われるのを恐れずに、素朴な質問をぶつけると、その道の専門家は意外と喜んで教えてくれたりする。「みんなが知っているふりして、実はあまり知られていないこと」というものは、世の中にたくさん溢れている。

III. 話しやすい聞き方

安易に「わかります」と言わない

数多くの著名人との対談した経験を経て、阿川さんが人とコミュニケーションを取るうえで大事にしてきたのは、自分のペースを相手に押し付けないこと。答えがないとき、相手は考えているのかもしれない。沈黙を怖れて、自分で回答を予測して答えてしまったりすると、相手は話せなくなる。

参考文献 著者：阿川 佐和子／発行年：2012年／書名：「聞く力 心をひらく 35 のヒント」

発行所：文春新書

(記事担当：山村)

※今後ハクションレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

☐ 今後希望しない

ユアブレン 尾上会計事務所 宛

FAX 079-288-0997

会社名

TEL

FAX



情報

Windows11 の購入を 検討されている方はご注意ください

P4



そろそろパソコンの買い替えの時期なので、Windows11 の購入も考えているのですが・・・。
Windows11 にすることで何かデメリットはあるのでしょうか？

個人で使用する分には、今のところさほど大きな変化はみられません
が、会社のパソコンとなると影響は大きくなります。
プリンタやスキャンドライバ、使用しているプログラムなどが新しい
OS に対応するかをしっかりと確認しておいたほうが良さそうですね。



そういえば、以前買い替えたときも業務で使うプログラムが新 OS に対応
していなくて、大変だった記憶があります。
他に注意することはあるのでしょうか？

Windows11 では、Internet Explorer (IE) が廃止となる点にご注意く
ださい。IE をベースに作られているプログラムは無数に存在します。
なかでも、業務への影響が心配されているのはインターネットバンキ
ングです。一部の金融機関では IE でしか動作しないものもあります。も
し、Windows11 の購入を検討されている場合は、インターネットバン
キングを使用している金融機関の HP をご確認ください。動作環境や
今後の対応などをお問い合わせください。



わかりました！うちは複数の金融機関のインターネットバンキングを使
用していますし、しばらくは Windows10 の方が良さそうですね。
今使用しているプログラムなどが新 OS に対応して、落ち着いたところに
Windows11 にアップグレードしようと思います！

参考：「TKC 姫路 SCG サービスセンターからのご案内」

※今後ハクシオンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

☐ 今後希望しない
会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL

FAX 079-288-0997
FAX